

開発審査会提案基準 16 農産物直売所

- 1 申請者は農業者、農業者で組織する団体若しくは農業協同組合であること。また、申請地の周辺の市街化調整区域で収穫された農産物の販売を主とすること。
- 2 申請地の面積は2,000㎡以下であること。ただし、土地の形状等によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 予定建築物の延べ面積は300㎡以下であること。
- 4 予定建築物は平屋建てであること。
- 5 予定建築物の高さは原則として10m以下であること。
- 6 開発区域が接する主要な道路は幅員6m以上であること。
- 7 市街化区域に近接及び隣接していないこと。
- 8 市の農業施策の観点から支障がないと認められるもの。

*「近接」とは、100m以内の範囲をいう。